

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二の三の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第四百三十八号（電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

一 [略]

1 二・四㉞帯子局(二・四㉞帯親局(二・四㉞帯(二、四〇〇㉞以上二、四八三・五㉞以下の周波数帯をいう。))の周波数の電波を使用する無線局であつて、一の通信系の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うものをいう。以下同じ。))に制御される無線局であつて、空中線電力が次のいずれかのものをいう。以下同じ。))の通信の相手方が二・四㉞帯親局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。))である通信

一 [同上]

1 二・四㉞帯子局(二・四㉞帯親局(二・四㉞帯の周波数の電波を使用する無線局であつて、一の通信系の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うものをいう。以下同じ。))に制御される無線局であつて、空中線電力が次のいずれかのものをいう。以下同じ。))の通信の相手方が二・四㉞帯親局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。))である通信

(一)・(二) 略

(一)・(二) 同上

ア [略]

ア [同上]

イ 占有周波数帯幅が二六㉞を超え四〇㉞以下の送信装置の場合は、一㉞の帯域幅における平均電力が五ミリワット以下であること。

イ 占有周波数帯幅が二六㉞を超え三八㉞以下の送信装置の場合は、一㉞の帯域幅における平均電力が五ミリワット以下であること。

[ 四 ] 略

[ 四 ] 同上

二 施行規則第六条第四項第四号(3)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、五㉞帯子局(五㉞帯親局(五㉞帯(五、一五〇㉞を超え五、三五〇㉞以下又は五、四七〇㉞を超え五、七三〇㉞以下の周波数(複数の電波を同時に使用する場合は総務大臣が別に告示する周波数に限る。)) (総務大臣が別に告示する場所において使用するものを除く。))をいう。以下同じ。))の周波数の電波を使用する無線局であつて、一の通信系の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。))に制御される無線局であつて、空中線電力が次のいずれかのものをいう。))の通信の相手方が五㉞帯親局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。))である通信の用に供するもの

二 施行規則第六条第四項第四号(3)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、五・二㉞帯子局(五・二㉞帯親局(五・二㉞帯の周波数の電波を使用する無線局であつて、一の通信系の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うものをいう。以下同じ。))に制御される無線局であつて、空中線電力が次のいずれかのものをいう。))の通信の相手方が五・二㉞帯親局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。))である通信の用に供するもの及び五・三㉞帯子局(五・三㉞帯親局(五・三㉞帯の周波数の電波を使用する無線局であつて、一の通信系の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うものをいう。以下同じ。))に制御される無線局であつて、空中線電力が次のいずれかのものをいう。))の通信の相手方が五・三㉞帯親局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。))である通信の用に供するもの

[ 1・2 ] 略

[ 1・2 ] 同上

3 直交周波数分割多重方式を使用する送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

3 直交周波数分割多重方式を使用する送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

占有周波数帯幅		空中線電力
ア	二〇㉞以下	(一)㉞の帯域幅における平均電力
イ	二〇㉞を超え四〇㉞以下	五ミリワット以下
ウ	四〇㉞を超え八〇㉞以下(オに掲げる場合を除く。))	二・五ミリワット以下

- (一) 占有周波数帯幅が一九・七㉞以下の場合
- (二) 占有周波数帯幅が一〇ミリワット以下
- (二) 占有周波数帯幅が一九・七㉞を超え三八㉞以下の場合
- (三) 占有周波数帯幅が三八㉞を超え七八㉞以下の場合
- 一㉞の帯域幅における平均電力が二・五ミリワット以下

<p>「イ」 八〇MHzを超え一六〇MHz以下</p> <p>「オ」 四〇MHzを超え八〇MHz以下（平成▼▼年総務省告示第▼▼号に規定する周波数の電波を同時に使用する場合に限る。）</p>	<p>一・二五ミリワット以下</p> <p>一・二五ミリワット以下</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>「ロ」 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合</p> <p>一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下</p> <p>三</p> <p>施行規則第六条第四項第四号(4)又は(5)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、五・六GHz帯子局（五・六GHz帯親局（五・六GHz帯の周波数の電波を使用する無線局であつて、一の通信系の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うものをいう。以下同じ。）に制御される無線局であつて、空中線電力が次のいずれかのものをいう。）の通信の相手方が五・六GHz帯親局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）である通信の用に供するもの</p> <p>1 施行規則第六条第四項第四号(4)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、送信装置の空中線電力は前項各号に定めるものであること。</p> <p>2 施行規則第六条第四項第四号(5)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、送信装置の空中線電力は一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下であること。</p>